

| |
|---|
| 件名： こども医療費助成制度の対象拡大について |
| 担当課： 健康福祉部 保険年金課 福祉医療担当 (電話：083-934-2803) |

令和元年10月1日から「こども医療費助成制度」の対象を拡大し、小学4年生から6年生までの児童を対象に、親の所得に関係なく保険診療の医療費の自己負担分を助成します。

1 対象者

山口市に住所がある小学4年生から6年生までの児童

※生活保護、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費助成制度等、他制度で自己負担額を助成される方は対象になりません。

2 助成内容

保険診療による医療費の自己負担分

※受給者には、福祉医療費受給者証を交付します。

県内の医療機関や薬局の窓口で、健康保険証と一緒に福祉医療費受給者証を提示していただくことで、自己負担分の支払いが不要となります。

3 助成開始日

令和元年10月1日

4 手続きの方法

申請が必要となる児童の世帯には、7月下旬に「福祉医療費受給者証交付申請書」を送付します。

保険年金課、各総合支所総合サービス課、各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）及び分館、大海総合センターで手続きができます。

※郵送での申請もできます。

5 申請期間

令和元年7月23日（火）から令和元年8月9日（金）まで

※申請期間以降も随時受け付けますが、11月1日以降に申請された場合は、申請月の初日から助成開始となります。

6 申請に必要なもの

- ・お子さまの健康保険証
- ・印鑑
- ・父母のマイナンバーが分かるもの
(個人番号カードまたは通知カード)
- ・来所者の本人確認のできるもの(運転免許証等)

7 その他

- ・受給者
約10,200人
- ・令和元年度事業費
256,913千円
うち、医療扶助費は242,480千円